

藤沢市下水道企業会計システム選定に係る公募型プロポーザル実施要領

藤沢市下水道企業会計システム（以下「本システム」という。）の選定は、現在の下水道企業会計システムの利用期間満了に伴い、新たに下水道企業会計システムを選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

1 主旨

本システム導入にあたり、極力パッケージの標準機能に基づき運用する方針としたうえで、システム導入やシステム保守のあり方、システム機能の内容等を十分精査し経費削減に努めつつ、必要不可欠なシステム機能についてはカスタマイズによって導入することにより、現行システムと同等のパフォーマンスを求めるものである。

また、現行システムにおける必要なデータを確実に移行し、職員の負荷を軽減することを目指す。

なお、本システムはパッケージを原則としているが、導入にあたっては、価格のみによる競争では目的を達成することができないため、技術力及び事務処理に関する事業者の多様な提案を受けて下水道企業会計システムを選定することができる公募型プロポーザル方式によるものとする。

2 事業概要

(1) 選定するシステムの名称

藤沢市下水道企業会計システム（電子決裁システム含む）

(2) システムの概要

次期藤沢市下水道企業会計システムに係る調達仕様書（別紙1－1）のとおり（以下、「仕様書」という。）

(3) システム構築期間及びデータ移行期間

ア 構築・検証 藤沢市下水道企業会計システム構築基本合意書（以下、「基本合意書」という。）締結日（3月上旬ごろ予定）から2026年12月31日（木）まで。

ただし、検証期間を少なくとも2か月以上確保すること。

イ 本運用 2027年1月1日（金）から2031年12月31日（水）までとする。

また、本契約は、藤沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の区分、条例第2号の規定に該当する契約の6に該当する。

ウ データ移行 基本合意書締結日から 2026 年 12 月 31 日（木）までを原則とする。

ただし、詳細な移行スケジュールについては別途協議を行う。

（4）本システムの導入にかかる提案上限額

＜参考＞5年間（60ヶ月）合計 130,900,000円（税込）

一月毎の請求額は提案額を60分割した額を基本額として、1年間の請求上限額を26,180,000円（税込）とする。

なお、構築費用の支払いについては、使用料及び保守費用と合わせて支払うものとする。

ただし、本案件は、令和8年度予算が藤沢市議会において議決されることを条件とする。

また、各年度で当市は、翌年度以降の歳入歳出予算の該当金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除できるものとする。

3 プロポーザル参加資格要件

（1）募集開始日から基本合意書締結日までの全期間に渡って、次の要件をすべて満たしていること。

ア 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

イ 過去10年間（平成28年度～令和7年度）の個人情報等漏洩による地方自治体からの指名停止を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき神奈川県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。

（2）「かながわ電子入札共同システム」による令和7・8年度競争入札参加資格者名簿の一般委託の認定を受けていること。

（3）参加表明書の提出日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てをしていない者。

（4）参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしていない者。

- (5) プライバシーマーク（JISQ15001）及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISO／IEC27001又はISQ27001）の認証を取得していること。
- (6) 現在、地方自治体の下水道事業に対して、2026年1月5日（月）時点で当該システムを導入中であること。なお、提供可能な製品が新製品である場合は、当該新製品の前身である製品の導入実績も含めるものとする。
- (7) 提案書の提出を行うにあたり、他の事業者の協力を得ることも可とするが、その場合は、提案書等にその旨を明記すること。

4 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルに関するスケジュールは次表のとおりである。

内容	期間
参加表明書等の提出期間	2026年（令和8年）1月5日（月）から 2026年（令和8年）2月5日（木）午後5時まで ※プレゼンテーション及びデモンストレーションの日時については、2月6日（金）までに電子メールにより通知する。
質問書の提出期間	2026年（令和8年）1月5日（月）から 2026年（令和8年）1月14日（水）午後5時まで ※質問書に対する回答は、1月19日（月）までにホームページで回答を行う。
提案書等の提出期間	2026年（令和8年）1月5日（月）から 2026年（令和8年）2月5日（木）午後5時まで
デモンストレーション 及び操作体験	2026年（令和8年）2月12日（木）又は 2026年（令和8年）2月13日（金）のいずれか
プレゼンテーション 及びヒアリング	2026年（令和8年）2月18日（水）を予定
選考結果通知	2026年（令和8年）2月20日（金）以降を予定

5 選考

（1）選考委員会

藤沢市下水道企業会計システム選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考を行う。

（2）選考委員会の構成

委員長1名、選考委員9名　　計10名

（3）選考方法

選考方法は、「評価・採点基準表」（別紙2－1）に基づき、選考委員会による選考を経て、次期システム導入業者として優先交渉を行う者を選定する。

デモンストレーション及び操作体験会にて事務局及び選考委員会を構成する関係課が仕様に合致しているか確認を行い、合致していない場合は失格の旨を通知し、選考を行わないものとする。

ただし、2025年（令和7年）6月16日から実施した「藤沢市下水道企業会計導入に係る情報提供依頼」に参加した事業者はデモンストレーション及び操作体験の参加を免除するものとする。

その後、見積書、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる選考を行う。

（4）デモンストレーション及び操作体験

詳細は「6 各項目の事務手続き（6）デモンストレーション及び操作体験」を参照すること。

（5）プレゼンテーション及びヒアリング

詳細は「6 各項目の事務手続き（7）プレゼンテーション及びヒアリングの実施」を参照すること。

6 各項目の事務手続き

（1）事務の受付及び実施

- ア プロポーザルに係るすべての事務及び受付は事務局で行う。
- イ 受付時間等は平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。
- ウ プロポーザル内容等事前説明会については、行わないものとする。

（2）事務局

担当課 道路下水道部下水道計画業務課
担当 経理担当 伊勢崎・茂垣・中島
郵便番号 251-8601
住所 藤沢市朝日町1番地の1 分序舎5階
電話 0466-50-8246（直通）
メールアドレス fj1-gesui-so@city.fujisawa.lg.jp

電子メールの件名は「【経理宛】藤沢市下水道企業会計システム」を必ず記載すること。

（3）参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

なお、不着防止のため、提出予定日の前日午後3時までに事務局へ電話し、提出時間の調整を行うこと。

郵送の場合は書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法で送付すること。

提出期限 2026年2月5日（木） 午後5時まで（必着）

提出先 事務局

提出方法 持参、郵送又は電子メールにて

なお、電子メールで提出する際のタイトルは「【経理宛】藤沢市下水道企業会計システム参加表明書の提出について」とすること。

提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 会社概要書（任意様式、会社案内のパンフレットも可）

ウ 下水道企業会計システム導入件数報告書（第2－1号様式）及び契約書の写し

エ 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書（第3号様式）

オ プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステムの認証の写し

カ 法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（令和5年度分で参加表明書提出日前3か月以内に取得したもの）

提出部数 正本1部

（4）質問の受付及び回答の実施

本実施要領、仕様書等に係る質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けないものとする。

提出期限 2026年1月14日（水） 午後5時まで（必着）

提出先 事務局

提出方法 電子メール

（必ず送達確認のため事務局へ電話連絡を行うこと。）

電子メールの件名は「【経理宛】藤沢市下水道企業会計システム質問」を必ず記載すること。

提出書類 質問書（第4号様式） 1部

回答方法 2026年1月19日（月）までに、藤沢市ホームページ上で質問に対する回答書（第5号様式）の公表を行う。なお、回答に対する再質問は受け付けないものとする。

（5）見積書・提案書の提出

見積書、提案書を次のとおり提出すること。

なお、提出予定日の前日午後3時までに事務局へ電話し、提出時間の調整を行うこと。

郵送の場合は書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法で送付すること。

提出期限 2026年2月5日（木）午後5時まで（必着）

提出先 事務局

提出方法 持参又は郵送

提出書類 提出書類はア～カの順で1部毎にまとめて綴じること。

ア 提案書（第6号様式）

イ システム提案書

A4版縦（文字サイズ12.0pt以上）、両面左綴じ、表紙・目次を除きページ番号を下部中央へ付すこと、表紙・目次を含め40ページ以内とする。ただし、A3版（Z折）を使用する場合2ページとして取り扱うこととする。

ウ 「機能要件基本機能①から③及び機能要件帳票出力機能」（別紙1－2）に対応範囲を記入したもの

エ 「連携要求一覧」（別紙1－4）に対応範囲を記入したもの

オ 「加点機能要件一覧」（別紙2－2）に対応範囲を記入したもの

カ 見積書（第7号様式）及び見積内訳書（第8号様式）

提出部数 正本1部、副本16部

（6）デモンストレーション及び操作体験

デモンストレーション及び操作体験については次のとおり実施する。

ただし、2025年（令和7年）6月16日（月）から実施した「藤沢市下水道企業会計導入に係る情報提供依頼」に参加した事業者はデモンストレーション及び操作体験の参加を免除する。

実施日 2026年2月12日（木）又は2026年2月13日（金）のいずれか1日を予定

詳細スケジュールは2026年2月6日（金）までにメールで通知するものとする。

出席者 7名以内

製品のデモンストレーションは原則、責任者が説明を行うものとする。ただし、質疑応答に関してはこの限りでない。

デモンストレーション出席者は、システム開発技術者及び今後の窓口となる担当者を含むこととする。

内容 「仕様書」（別紙1－1）の内容を満たしているかを確認する。また、「評価・採点基準表」（別紙2－1）の評価項目「3システム機能評価」及び「5データ連携」並びに「10加点機能要件」に基づき事務局審査を行う。

参加事業者の実施時間は4時間を限度（デモンストレーション30分以内、操作体験及びヒアリング210分程度）として予定している。なお、準備・撤収時間はこの時間には含まない。

準備 15分

デモンストレーション 30分

ヒアリング 210分

片付け 10分

資料・機器等

資料の提出等は必要ないが、説明に際し資料の使用を妨げるものではない。

デモンストレーション及び操作体験に使用するパソコン等は参加事業者が用意すること。なお、操作体験に使用するパソコンは可能であれば2台用意すること。

また、プロジェクター（標準HDMI端子でパソコンと接続して使用）、スクリーン、マイク及びHDMIケーブルは当市で用意する。

（7）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおり実施する。

実施日 2026年2月18日（水）を予定

詳細なスケジュールは2026年2月6日（金）までにメールで通知するものとする。

出席者 7名以内

企画提案のプレゼンテーションは原則、責任者が説明を行うものとする。ただし、質疑応答に関してはこの限りでない。

プレゼンテーション出席者は、システム開発技術者及び今後の窓口となる担当者を含むこと。

評価 「評価・採点基準表」（別紙2－1）に基づき800点満点で評価を行う。

内容 各参加事業者の実施時間は1時間程度（プレゼンテーション40分以内、ヒアリング20分程度）を予定している。なお、準備・撤収時間はこの時間に含まない。

準備 15分

プレゼンテーション 40分

ヒアリング 20分

片付け 10分

資料・機器等

事前に提出を受けた企画提案書を用いてその内容を説明すること。なお、プレゼンテーション実施時に資料の追加・変更は認めないが、デモ画面等、システムのイメージを想起させる目的であれば投影を認める。

プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、参加事業者が用意すること。なお、プロジェクター（標準HDMI端子でパソコンと接続して使用）、スクリーン、マイク及びHDMIケーブルは当市で用意する。

（8）選考結果の通知

選考結果は、参加事業者に対して選考結果通知書により郵送で通知及び藤沢市ホームページ上で公表する。

通知日 2026年2月20日（金）以降を予定

（9）参加辞退

本プロポーザルへの参加表明書を提出後、都合により参加を辞退する者は、辞退届（第9号様式）を参加事業者から提出すること。

7 プロポーザルにおける提案事項

システム提案書作成に当たっては「仕様書」（別紙1－1）に留意し、「評価・採点基準表」（別紙2－1）の考え方を理解したうえで書類の作成を行うこと。

8 見積書

見積書については、見積書（第7号様式）、見積内訳書（第8号様式）に記載をすること。

（1）見積金額は5年間（60ヶ月）の総額（税込）とする。

(2) 見積金額が予算の上限を超えた参加事業者は失格とする。

9 優先交渉権者の決定について

(1) 選考において評価点の合計の最も高い者を、本システムに係る優先交渉権者として協議を行う。なお、合計評価点が同じ場合については同点事業者の内、「評価・採点基準表」(別紙2-1)の評価項目「9その他有益な提案」及び「10加点機能要件」の点数を合計し、合計点数の高い順により上位の優先交渉事業者とする。なおも合計得点が同じ場合は見積金額が低い順に、より上位の優先交渉事業者とし、見積金額が同額の場合は、委員長が決定する。

また、参加事業者が1者であった場合、最低基準点(総合評価点の5割)以上でなければ優先交渉権者にならない。

(2) 優先交渉権者との協議の中、やむを得ない理由等により、本システムの構築を履行できない等の場合は、委員会で評価された次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行うものとする。

(3) 優先交渉権は、選考結果通知書(第10-1号様式)の送付により効力を発生させるものとする。

10 契約締結(長期継続契約)

優先交渉権者との協議が整い次第、仕様を調整のうえ、速やかに基本合意書を締結する。

本契約の契約期間は2027年1月1日(金)から2031年12月31日(水)の5年間とする。

また、本契約は、藤沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の区分、条例第2号の規定に該当する契約の6に該当する。

なお、当市は、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除できるものとする。

11 提案者の欠格事由

次のいずれかに該当したものは、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの期間中に、「3 プロポーザル参加資格要件」で規定する応募資格を失った場合
- (2) 「2-(4) 本システムの導入にかかる提案上限額」で規定する上限額を超えて提案を行った場合

- (3) 「機能要件」(別紙1－2)及び「連携要求一覧」(別紙1－4)に規定する機能要件を一つでも満たさない場合。
- (4) 参加表明書等及び提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合又は不備があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 免除の場合を除き、デモンストレーション及び操作体験に不参加の場合
- (8) プレゼンテーション及びヒアリングに不参加の場合

1.2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならないものとする。
- (4) 当市が提供又は貸与した資料等は、本プロポーザル以外に使用することはできないものとする。
- (5) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (6) 提出された提案書の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、「藤沢市情報公開条例」等関連規定に基づく公開その他市が必要と認める用途に用いる場合、参加事業者の提案書類の全部又は一部を当市が将来にわたって無償で使用することができるものとする。
- (7) 提出された提案書は、選考目的以外には参加事業者に無断で使用しないものとする。
- (8) 提案書を提出するにあたり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること（参加事業者とパッケージ提供業者が異なる場合等）。
- (9) プロポーザル実施期間中は、プロポーザルに参加した者の名称等は公表しないものとする。
- (10) 選考に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。
- (11) 選考に対する異議を申し立てることはできないものとする。
- (12) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (13) 提出書類の記載内容が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加事業者が負うものとする。

以上